

〇おおい町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 ・在来軸組工法【個人負担】 10,000円 ・伝統的構法又は枠組壁工法【個人負担】 24,200円	建設課 0770-77-4057
おおい町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大80万円(工事費の23%以内) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
おおい町木造住宅 耐震改修促進事業 (伝統的な古民家の耐震改修)	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された伝統的な古民家の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大150万円(工事費の23%以内)	
おおいの県産材住まい支援事業 (新築)	補助	県が実施する県産木材を活用した新築工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 県産材の使用量により20万円～50万円	
おおいの県産材住まい支援事業 (リフォーム)	補助	県が実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 【補助金額】 上限15万円	
おおいの移住者・新婚・子育て 世帯への住まい支援事業	補助	おおい町に定住される移住者の方、空き家を利活用される新婚・子育て世帯に住宅取得の費用の一部を補助 空き家の所有者に、空き家の利活用費用の一部を補助 【補助対象および金額】 ・移住者 1 新築住宅を取得: 上限100万円 2 空き家を取得: 上限100万円 3 取得した空き家をリフォーム: 上限100万円 ・新婚・子育て世帯 1 空き家を取得: 上限100万円 2 取得した空き家をリフォーム: 上限100万円 ・空き家の所有者 1 賃貸するためにリフォーム: 上限100万円	
おおい町多世帯同居住宅 取得支援事業	補助	新たに直系親族と同居する方(ただし、直系卑属の単独世帯は除く)で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円) [解体・除去] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:50万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:25万円)	
おおい町多世帯近居住宅 取得支援事業	補助	新たに直系親族の世帯が、同一小学校区内で新たに一戸建て住宅を建設又は購入する方に対する補助 【補助対象および金額】 [新築・購入] 1 町内事業者 費用の1/2(上限:100万円) 2 町外事業者 費用の1/2(上限:50万円)	

(次頁へ続く)

〇おおい町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町多世帯同居 リフォーム支援事業	補助	町内にある自らが居住し所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居をする方又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する者に対する補助 【補助対象および金額】 (1)町内業者で施工 改修 費用の1/2(上限:50万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:50万円) (2)町外業者で施工 改修 費用の1/2(上限:25万円) 解体・除去 費用の1/2(上限:25万円)	
おおい町分譲地購入者住まい 支援事業	補助	おおい町土地開発公社の分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1町内事業者 (上限:100万円) 2町外事業者 (上限:50万円)	
おおい町民間住宅地分譲地購 入者住まい支援事業	補助	宅地建物取引業者が分譲する住宅地用分譲地を購入し、住宅を新築する費用の一部を補助 1 町内事業者 (上限:50万円) 2 町外事業者 (上限:25万円)	建設課 0770-77-4057
おおい町ブロック塀等の安全対 策事業	補助	倒壊の危険性があるブロック塀の除却費用や建替費用の一部を補助 除去 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 建替 ブロック塀の建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額20万円 県産材の塀への建替 ブロック塀の延長×8万円/m×2/3 又は 工事費の2/3 どちらか少ない方 補助限度額60万円	
おおい町空家等除却支援事業	補助	老朽空家等の除却に要する費用の1/2とし、上限額は以下のとおり ・老朽空家の除却 50万円 ・準老朽空家の除却 30万円	
おおい町伝統的民家 普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に対する補助 【補助金額】 ・新築及び新築建売住宅 上限額160万円 (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) ・改修 上限額300万円 (外観または構造体、土蔵の外観、門及び塀の改修工事に要する費用の1/2以内)	郷土史料館 0770-77-2820
住まい環境整備支援事業	補助	【対象者】 ・要介護3以上の高齢者等 ・要介護1または2で要件を満たす者 【利用者負担】対象経費の1割または2割または3割 【内容】 介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 (上限)80万円	
居宅介護(予防)住宅 改修事業	補助	【対象者】 ・要支援1・2、要介護1～5の要介護認定を受けた者 【内容】 要介護認定を受けた方が、自立した生活を目指すために手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器などへの便器の取り替えなど対象となる改修を行った場合、費用の9割(一定以上の所得の方は8割)が支給されます。改修対象の確認や、本人の状態にあった改修ができるよう、着工前までに事前申請が必要です。 【支給限度基準額】 20万円	いきいき福祉課 0770-77-2760
おおい町重度身体障害者 住宅改造費助成事業	補助	【対象者】 ・おおい町に住所を有する在宅の視覚障害者又は肢体不自由者 で1級及び2級の身体障害者手帳を有するもの 【利用者負担】対象経費の2割 【内容】 住宅の玄関、台所、便所、洗面所及び浴室等、対象者の在宅生活、又は介護者の介助を容易にするために必要な範囲の内容に限り一部を補助します。 (上限)障害の程度により、60万円又は80万円	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。